

禁複製

20180718 産第4号
環循総発第1808163号

認 定 証

住 所： 広島県廿日市市木材港北4番60号

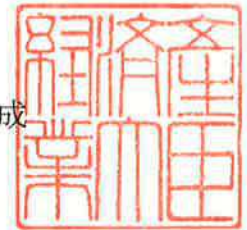
氏 名： 安田金属株式会社

代表取締役 安田 秀吉

下記のとおり使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定を受けた者であることを証する。

平成30年8月16日

経済産業大臣 世耕 弘成



環境大臣 中川 雅治



記

1. 認定の年月日 平成26年1月23日
2. 認定番号 第26号
3. 使用済小型電子機器等の収集を行う区域
島根県、広島県、山口県

4. 使用済小型電子機器等の収集、運搬を行う者並びに使用済小型電子機器等の処分を行う者及びその処分の用に供する施設の所在地

(1) 使用済小型電子機器等の収集、運搬を行う者

	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	安田金属株式会社	代表取締役 安田 秀吉	広島県廿日市市木材港北4番60号

(2) 使用済小型電子機器等の処分を行う者

	氏名又は名称	代表者の氏名	住所及び施設の所在地
1	安田金属株式会社	代表取締役 安田 秀吉	広島県廿日市市木材港北4番60号 [施設の所在地] ①小型家電リサイクル工場 広島県廿日市市木材港北3番48号 ②エコラインシステム 広島県廿日市市木材港北6番14号 ③エコプラザ 広島県廿日市市木材港北6番39号 ④古紙プラザ (機密書類室) 広島県廿日市市木材港北3番11号
2	株式会社山崎金属商会	代表取締役 山崎 卓司	山口県光市島田6丁目1番8号 [施設の所在地] 同上
3	J X金属敦賀リサイクル株式会社	代表取締役 波多野 和浩	福井県敦賀市若泉町1番地 [施設の所在地] 同上

以上